

イメジンドローン倶楽部会員規約

第1条（名称）

本倶楽部の名称は、イメジンドローン倶楽部（以下「本倶楽部」という。）とする。

第2条（目的）

本倶楽部は、会員のドローンにおける知識・操縦技術の向上、および指導員・会員相互の親睦を深めることによって、ドローンの社会活用のさらなる発展を図ることを目的とする。

第3条（会員）

「入会申込書」に所要事項を記入のうえ提出し、月会費の納入の確認をもって会員とする。

第4条（月会費の納入）

会員は月会費1,500円（税込）を、毎月前月末までに支払うものとする。

第5条（サービス）

会員は、次の各号に定める本倶楽部が提供するサービスを利用することができる。

- (1) ドローン各種手続き相談
- (2) 月1回の飛行練習会への参加
- (3) イベントの案内
- (4) 各種ドローン専門家のご紹介

第6条（変更の届出）

会員は、本倶楽部への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく「届出事項変更届」を提出しなければならない。なお、会員が届出をしなかったことにより不利益を被った場合、本倶楽部はその責任を負わないものとする。

第7条（退会）

1. 会員が本倶楽部を退会するときは、「退会届」を提出しなければならない。
2. 会費の支払いを支払い期日より3ヶ月以上滞納した場合は、退会したものとみなす。
3. 途中退会であっても、月会費の日割り精算は行わない。

第8条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。
 - (1) 本倶楽部が解散したとき。
 - (2) 会員が死亡したとき。
2. 前項の規定により会員資格を喪失した場合、納入済みの月会費は返還しない。

第9条（除名）

1. 会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。
 - (1) 本倶楽部の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったとき。
 - (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (3) 本規約、その他本倶楽部が定める規則に違反したとき。
 - (4) その他、会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき。
2. 前項の規定により会員が除名となった場合、納入済みの月会費は返還しない。

第10条（会員資格の継続）

前月末日までに退会の届出がない場合は、翌月についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

第11条（著作権）

1. 本倶楽部によって提供される情報の著作権は本倶楽部に帰属する。
2. 本倶楽部によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

第12条（本会員規約の追加・変更）

1. 本規約の追加および変更は本倶楽部により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとする。
2. 変更された本規約は、本倶楽部のホームページに掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

第13条（附則）

本規約は、2023年7月24日から施行する。

以上